

上市町県外転入者空家改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成2年上市町規則第2号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、上市町県外転入者空家改修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等であって、その建築後概ね30年以上経過したもののうち、居住用に供されるものをいう。ただし、共同住宅（2以上の住戸又は住室を有する建築物で、当該建築物の出入口から住戸又は住室の玄関に至る階段、廊下等の共用部分を有するものをいう。）を除く。
- (2) 県外転入者 県外から県内に移住して5年以内の者又は今後県外から県内に移住する予定の者をいう。

(補助金の交付等)

第3条 町長は、県外転入者による町内の空家改修を支援することにより町の居住環境の改善及び県外からの移住促進を図るため、県外転入者が行う空家改修事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）の合計額が500,000円に満たない場合は、前項の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
- 3 補助金の交付は、同一の空家につき1回限りとする。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は有する予定である者であること。
- (2) 県外転入者で、町内に存する空家に5年以上居住することが見込まれるものであること。
- (3) 空家に居住すると見込まれる世帯に属する者全員に町税の滞納がないこと。

(対象空家)

第5条 補助金の交付の対象となる空家は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 軸組構法で造られていること。
- (2) 接合金物に頼らない伝統的な継手・仕口が用いられていること。
- (3) 筋交い等の斜材が多用されておらず貫が用いられていること。
- (4) 屋根については和瓦又は茅葺き等の伝統的素材が用いられていること。

(対象経費)

第6条 対象経費は、次に掲げる工事に要する経費とする。

- (1) 空家の改修工事（耐震性又は断熱性の向上のための工事を含む。）
- (2) 前各号に掲げるもののほか、空家の居住性の向上に必要であると町長が認める工事

2 次に掲げる経費は、前項の規定にかかわらず、対象経費としない。

- (1) エアコン、テレビ、洗濯機、蓄熱式暖房機等の家庭用電化製品の購入に要する経費
- (2) 電気工事に要する経費
- (3) 電話及びインターネットの配線工事に要する経費
- (4) 管工事（下水道接続工事を含む。）に要する経費
- (5) 併用住宅にあつては、居住の用に供しない部分の工事に要する経費
- (6) 車庫、納屋等の空家に附属する建物の改修工事に要する経費
- (7) 床、壁及び天井のいずれにも固定されない物品等の購入又は設置に要する経費
- (8) 融雪設備、散策路、庭、花壇、門、塀、フェンス、エクステリア等の外構工事に要する経費
- (9) 公共工事の施工に伴い移転の対象となった空家で、当該移転につき補償の対象となったものの改修工事に要する経費
- (10) 国、県又は町から他制度の補助を受ける場合における当該補助の対象となる経費
- (11) 規則第3条の規定により補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）自らが施工する自宅のリフォーム工事に要する経費
- (12) 賃貸の用に供し、又は供する予定の空家の改修工事に要する経費
- (13) 改修工事を伴わない空家の解体工事に要する経費
- (14) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める経費
（補助金の額）

第7条 補助金の額は、対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1,000,000円を上限とする。
（交付申請書の様式）

第8条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の様式は、上市町県外転入者空家改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）とし、申請の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 空家に居住すると見込まれる世帯全員の住民票（本籍続柄が分かるもの）
- (2) 空家に居住すると見込まれる世帯全員の町税の納税証明書（非課税の者にあつては、非課税証明書）
- (3) 空家の位置図
- (4) 事業計画書（様式第2号）

- (5) 収支予算書（様式第3号）
- (6) 改修工事に係る見積書（積算内容が確認できるもの）の写し
- (7) 改修前の空家の外観及び改修工事予定箇所の写真
- (8) 空家の購入又は賃貸開始年月日が確認できる書類（売買又は賃貸契約書の写し等）
- (9) 賃貸の場合は、空家の改修に関する所有者等の承諾書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項各号に規定する条件のうち、補助金の交付の目的を達成するための条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 対象経費又は改修工事の内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。ただし、軽微な変更をする場合を除く。
- (2) 改修工事を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 改修工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該改修工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助金の交付の目的に反して使用しないこと。
- (5) 規則第16条の規定に該当する場合のほか、補助金を交付した日の翌日から5年を経過する日までに住所を変更した場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める条件
（軽微な変更）

第10条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の実施主体の変更
- (2) 補助金の額の増額を伴う対象経費の変更
- (3) 補助金の額の増額を伴わない対象経費の額の20パーセント以上の変更
（交付決定書の様式）

第11条 規則第6条に規定する文書の様式は、上市町県外転入者空家改修事業費補助金の（交付・不交付）決定について（様式第4号）とする。
（変更交付申請書等の様式）

第12条 第9条第1号の規定により町長の承認を受ける場合の申請書の様式は、上市町県外転入者空家改修事業費補助金変更交付申請書（様式第5号）とし、申請の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更の内容が分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 第9条第2号の規定により町長の承認を受ける場合の申請書の様式は、上市町県外転入者空家改修事業（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）とする。

（実績報告書の様式）

第13条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、上市町県外転入者空家改修事業実績報告書（様式第7号）とし、報告の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の提出時において町内に住所を有していなかった対象者にあつては、空家に居住する世帯全員の住民票（本籍続柄が分かるもの）
- (2) 事業実績書（様式第8号）
- (3) 収支決算書（様式第9号）
- (4) 改修工事請負契約書の写し
- (5) 改修工事費の請求書（対象経費及び対象経費以外の経費の区分が分かるもので、施工業者の記名押印があるもの）の写し
- (6) 改修工事に係る領収書（施工業者の記名押印があるもの）の写し
- (7) 改修工事の施工後の空家の外観写真及び当該工事の実施部分の写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、改修工事完了後1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

（交付の方法）

第14条 補助金の交付は、改修工事完了後の精算払とする。

（補助金の返還）

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者が第9条第5号に該当する場合は、上市町県外転入者空家改修事業費補助金返還命令書（様式第10号）により、補助金の交付を受けた者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還命令を受けた者は、当該命令の日から起算して1年を経過する日までに補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 町長が第1項の規定により返還を命ずる補助金の額については、既に交付した補助金の額から、当該補助金の額に当該補助金を交付した日の翌日から住所を変更した日の前日までの日数を乗じ、その額を当該補助金を交付した日の翌日から5年を経過する日までの日数で除して得た額を減じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

上市町長 宛て

申請者 住所
氏名 印
電話

上市町県外転入者空家改修事業費補助金交付申請書

年度において、上市町県外転入者空家改修事業費補助金の交付を受けたいので、上市町補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

なお、上市町県外転入者空家改修事業費補助金に係る審査等のため、上市町長が私の住民基本台帳の記録について調査、照会及び台帳等を閲覧することに同意します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 改修工事完了の予定期日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 空家に居住すると見込まれる世帯全員の住民票（本籍続柄が分かるもの）
 - (2) 空家に居住すると見込まれる世帯全員の町税の納税証明書（非課税の者にあつては、非課税証明書）
 - (3) 空家の位置図
 - (4) 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
 - (5) 改修工事に係る見積書（積算内容が確認できるもの）の写し
 - (6) 改修前の空家の外観及び改修工事予定箇所の写真
 - (7) 空家の購入又は賃貸開始年月日が確認できる書類（売買又は賃貸契約書の写し等）
 - (8) 賃貸の場合は、空家の改修に関する所有者等の承諾書の写し
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

事業計画書

申請者の転入年月日及び転出地	年 月 日	から転入
空家に居住する人数	申請者、妻（又は夫）、子 人、親 人 計 人	
空家の所在地		
空家の建築時期	明治・大正・昭和 年頃（築後 約 年）	
空家の建築様式	（該当する項目にチェック） <input type="checkbox"/> 軸組構法で造られている <input type="checkbox"/> 接合金物に頼らない伝統的な継手・仕口が用いられている <input type="checkbox"/> 筋交い等の斜材が多用されておらず貫が用いられている <input type="checkbox"/> 屋根については和瓦又は茅葺き等伝統的素材が用いられている	
空家の購入・賃借の別及び契約日	購入 ・ 賃借 （契約日 年 月 日）	
入居（予定）年月日	年 月 日	
改修工事の内容		
空家活用の移住モデルとして町及び県のHP等で紹介することについての申請者の同意	<input type="checkbox"/> 同意します	
改修部分の延床面積	m ²	
	うち居住以外に供する部分の面積（店舗等）	m ²
改修工事に要する経費（税込）	円	
改修工事着手予定年月日	年 月 日	
改修工事完了予定年月日	年 月 日	
改修工事施工業者	所在地： 名 称：	

収支予算書

1 収入

区分	金額（千円）	備考
町補助金		
自己負担金		
その他		
合 計		

2 支出

区分	金額（千円）	内訳
空家改修事業費 （空家改修費）		
補助対象外経費		空家改修工事に要する経費のうち居住以外に供する部分の改修に係るもの等
合 計		

様式第4号（第11条関係）

上市町指令 第 号

住所
氏名

上市町県外転入者空家改修事業費補助金の（交付・不交付）決定について

年 月 日付で交付申請のあった上市町県外転入者空家改修事業費補助金については、上市町補助金等交付規則第4条の規定により、次のとおり 交付・不交付とすることに決定しましたので通知します。

年 月 日

上市町長 印

1 補助金の交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 対象経費又は改修工事の内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。
ただし、軽微な変更をする場合を除く。
- (2) 改修工事を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 改修工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該改修工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助金の交付の目的に反して使用しないこと。
- (5) 規則第16条の規定に該当する場合のほか、補助金の交付した日の翌日から5年を経過する日までに住所を変更した場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める条件

3 不交付の理由（不交付決定の場合）

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

上市町長 宛て

申請者 住所
氏名 印
電話

上市町県外転入者空家改修事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け上市町指令 第 号で交付決定を受けた上市町県外転入者空家改修事業費補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助金交付申請額

(1) 変更前	金	円
(2) 変更後	金	円
(3) 増減額 ((2) - (1))	金	円

2 変更内容

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 変更の内容が分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

上市町長 宛て

申請者 住所
氏名 印
電話

上市町県外転入者空家改修事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け上市町指令 第 号で交付決定を受けた上市町県外転入者空家改修事業費補助金に係る空家改修事業について、次のとおり事業を 中止・廃止 したので申請します。

事業を 中止・廃止 する理由

年 月 日

上市町長 宛て

申請者 住所
氏名 印
電話

上市町県外転入者空家改修事業実績報告書

年 月 日付け上市町指令 第 号で交付決定を受けた上市町県外転入者空家改修事業費補助金に係る空家改修事業が完了したので、上市町補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金の額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の提出時において町内に住所を有していなかった対象者にあつては、空家に居住する世帯全員の住民票（本籍続柄が分かるもの）
- (2) 事業実績書（様式第8号）
- (3) 収支決算書（様式第9号）
- (4) 改修工事請負契約書の写し
- (5) 改修工事費の請求書（対象経費及び対象経費以外の経費の区分が分かるもので、施工業者の記名押印があるもの）の写し
- (6) 改修工事に係る領収書（施工業者の記名押印があるもの）の写し
- (7) 改修工事の施工後の空家の外観写真及び当該工事の実施部分の写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第8号（第13条、様式第7号関係）

事業実績書

申請者の転入年月日及び転出地	年 月 日	から転入
空家に居住する人数	申請者、妻（又は夫）、子	人、親 人 計 人
空家の所在地		
空家の購入・賃借の別 及び契約日	購入 ・ 賃借 (契約日 年 月 日)	
入居（予定）年月日	年 月 日	
改修内容		
改修部分の延床面積	㎡	
	うち居住以外に供する部分の面積 (店舗等)	㎡
改修工事に要した経費（税込）	円	
改修工事着手年月日	年 月 日	
改修工事完了年月日	年 月 日	
改修工事施工業者	所在地： 名 称：	

収支決算書

1 収入

区分	金額（千円）	備考
町補助金		
自己負担金		
その他		
合 計		

2 支出

区分	金額（千円）	内訳
空家改修事業費 （空家改修費）		
補助対象外経費		空家改修工事に要する経費のうち居住以外に供する部分の改修に係るもの等
合 計		

様式第 10 号 (第 15 条関係)

上市町指令 第 号

住所
氏名

上市町県外転入者空家改修事業費補助金返還命令書

上市町県外転入者空家改修事業費補助金交付要綱第 15 条の規定により、次のとおり上市町県外転入者空家改修事業費補助金の返還を命ずる。

年 月 日

上市町長 印

1 返還を命ずる額 金 円

2 返還期限 年 月 日まで

3 返還を命ずる理由

4 返還方法

5 返還を命ずる補助金

- (1) 指令番号 上市町指令 第 号
- (2) 指令年月日 年 月 日
- (3) 補助金の名称 上市町県外転入者空家改修事業費補助金
- (4) 補助金の交付額 金 円
- (5) 補助金の交付年月日 年 月 日